

○狭山市私道舗装整備に関する要綱

平成 9 年 4 月 2 8 日

告示第 7 2 号

改正 平成 2 9 年 3 月 2 8 日告示第 8 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活環境の基盤の整備を促進し、市民の生活の向上に資するため、公共の用に供している私道の舗装整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号又は第 2 項に規定する私有の道路をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に定める道路又は敷地が公有地で一般交通の用に供されている道路若しくは供されると認められる道路をいう。

(舗装整備の対象)

第 3 条 舗装整備の対象となる私道は、本市にある私道（アスファルト、コンクリート等で舗装整備がされていない私道に限る。）で次の各号に該当するものとし、かつ、当該私道の所有者全員の承諾及び隣接者全員の同意が得られているものとする。

- (1) 幅員が 4 メートル以上確保されていること。
- (2) 道路の起点及び終点が公道に接していること又は一部に公道を含む行き止まりの道路で延長が 2 5 メートルを超え、当該道路の利用戸数が 5 戸以上あるもの
- (3) 自動車等が通行できること。
- (4) 宅地との境界が明確なこと。
- (5) 掘削工事が当分の間予定されていないこと。
- (6) 道路として 1 0 年以上利用され、かつ、将来も道路として利用するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、法人の事業に使用されている専用道路は、舗装整備の対象から除くものとする。

(一部改正〔平成 2 9 年告示 8 0 号〕)

(舗装整備)

第 4 条 市は、前条第 1 項の舗装整備の対象となる私道について、予算の範囲内で舗

装整備を行うものとする。

- 2 前項の舗装整備は、当該私道の現況に応じて実施する。

(舗装整備の申請)

第5条 舗装整備の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、私道舗装整備申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 私道舗装整備土地所有者承諾書
- (4) 私道舗装整備隣接者同意書

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、私道舗装整備対象通知書により申請者に通知するものとする。

(舗装整備の実施)

第6条 舗装整備は、原則として前条第1項の申請書が提出された順に実施するものとし、工事場所、予算等を考慮して決定する。

- 2 市長は、前項の規定により舗装整備の実施を決定したときは、私道舗装整備実施通知書により申請者に通知するものとする。

(維持管理等)

第7条 市長は、私道の舗装整備が完了したときは、私道舗装整備に関する引継書を作成し、申請者に当該私道の維持管理の引継ぎを行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成9年5月1日から施行する。

(狭山市コミュニティ施設特別整備事業実施要綱の一部改正)

- 2 狭山市コミュニティ施設特別整備事業実施要綱（昭和55年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び私道改良事業」を削る。

別表私道改良の項を削る。

(狭山市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱の一部改正)

- 3 狭山市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱(昭和55年告示第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「排水路整備・私道改良事業」を「排水路整備事業」に改める。

第8条第1項第1号ただし書中「体育施設及び私道改良事業」を「体育施設整備事業」に改める。

- 4 改正後の狭山市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱の規定は、平成9年度以後の補助事業に対する補助金から適用し、平成8年度までの補助事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月28日告示第80号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、この告示の施行の日以後にされた舗装整備の申請について適用し、同日前にされた舗装整備の申請については、なお従前の例による。